

公布された規則のあらまし

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第30号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第29号）附則第1条第8号に掲げる規定の施行期日は、令和4年4月1日とすることとした。

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第31号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第18号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は令和4年4月1日とし、同条第1号に掲げる規定の施行期日は令和5年1月1日とし、同条第2号に掲げる規定の施行期日は令和5年4月1日とし、同条第3号に掲げる規定の施行期日は令和6年1月1日とすることとした。